平成２３年（再イ）第３６９号

神奈川県藤沢市宮原3363番地の２　アンベリール・Ｋ・湘南105号

再生債務者　鎌田　正貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２３２号

大阪府松原市別所３丁目10番10号

再生債務者　東　　利彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月６日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再イ）第２３６号

埼玉県新座市野火止７丁目18番１号　ウインザーハイム志木115号室

再生債務者　藤森日出男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３号

長野県佐久市瀬戸402番地４

再生債務者　中嶋　幸治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再イ）第２５４号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷壱区10番地の７　グレイスＫＯＭ１―301号

再生債務者　林　佐智子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１００９号

大阪府豊中市曽根南町２丁目14番22号

再生債務者　増井　浩輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第３１号

北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地５　市営住宅13―２号棟103号室

再生債務者　細三　秀巳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（再イ）第１０２号

愛知県岡崎市大西２丁目６番地１　ラ・ポルテ竜美丘イースト301

再生債務者　秋山　陽一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第４８号

三重県桑名市蓮見町41番地１　ポレスターガーデンシティ桑名705号

再生債務者　廣　　孝之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月９日　津地方裁判所四日市支部

独立行政法人土木研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人土木研究所の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 24 年４月 20 日　　独立行政法人土木研究所理事長　魚本　健人

平成24年４月１日付けで、藤澤　寛及び柳屋　圭吾を独立行政法人土木研究所の理事に任命する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第１号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十四年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十四年四月二十日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　試験期日　平成二十四年六月二十二日

二　試験場所

１　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）

２　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）

三　試験科目　数学、物理及び一般常識

四　教習期間　平成二十四年九月十九日から平成二十四年十二月十三日まで

五　教習概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

六　入所定員　三十五名

七　受験願書等の提出期限　平成二十四年五月二十一日必着

八　受験願書等提出先

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三三〇―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

１　一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第１）

２　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第２）

３　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書）。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。

４　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

５　健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）

６　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、三百九十円切手を貼付のこと）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ　http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。